

山梨県公報

第百一十二号

平成十三年

六月十一日

月 曜 日

目 次

廃川敷地等……………三三五

県営土地改良工事の完了(二件)……………三三五

公 告

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………三三五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三三五

平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験の実施……………三三六

そ の 他

裁決手続の開始……………三三六

告 示

山梨県告示第二百九十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 富士川水系 谷津沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十三年六月十一日
- 三 廃川敷地等の位置 南巨摩郡中富町大字宮木字仲村二百七十番の一から字地性二百七十番の二十六まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 千百七・一六平方メートル

山梨県告示第二百九十一号

県営土地改良事業(塩川地区圃場整備事業)の工事は、平成十一年三月三十一日をもって完了した。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第二百九十二号

県営土地改良事業(円野地区圃場整備事業)の工事は、平成十三年三月三十一日をもって完了した。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定による届出があったので、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十月十一日まで縦覧に供する。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社八ヶ岳モールマネージメント 代表取締役 藤井弘毅
 - 2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 八ヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
 - (二) 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口三千九百九十九番
 - 2 変更しようとする事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (二) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 3 変更する年月日
 - 平成十三年七月二十五日
 - 三 届出年月日
 - 平成十三年五月二十四日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町飯喰字村西二二八五の一、二二八五の二、二二八六の一、二二八八の一及び二二八八の五
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川一丁目二番十五号 株式会社山梨マツダ 代表取締役社長 幸野源
中巨摩郡昭和町飯喰八百九十九番地 今澤百合子

● 平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、次のとおり通知があった。

平成十三年六月十一日

山梨県知事 天 野 建

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号、以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定による山梨県知事の委任に係る平成十三年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十三年六月十一日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 河 野 正 三

一 試験日時

平成十三年十月二十一日（日）午後一時（法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分）から午後三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験資格

年齢、性別、学歴等特別な制限はない。

四 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験申込書（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの）
- (二) 写真一枚（申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートルから五センチメートルまで、横の長さ三・五センチメートルから五センチメートルまでの大きさのもの）
- (三) 法第十六条第三項に規定する講習の課程を修了した者については講習修了者証（修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの）

2 受験手数料

七千円

3 受験申込み受付期間

平成十三年七月三十日（月）から同年八月三日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（正午から午後一時までを除く。）

4 受験申込書の提出先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会本会 甲府市下小河原町二百三十七番地の五）及び同協会富士吉田支部（富士吉田市下吉田千六百四十三番地の一）（郵送による提出は、受け付けない。）

5 受験申込書及び試験案内の配布場所及び配布期間

四 4 の場所、同協会巨摩支部（中巨摩郡敷島町大下条五百二十四番地の一）及び同協会峡東支部（山梨市中村八百三十四番地の五）において平成十三年七月九日（月）から同年八月三日（金）まで配布する（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

五 問い合わせ先

社団法人山梨県宅地建物取引業協会本会（電話〇五五 二四三 四三〇〇）

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十三年六月十一日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道清水双葉線新設工事（山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原地内から同県同郡八田村大字野牛島字西林地内まで及び同県同郡八田村大字上高砂字式番下地内から同県北巨摩郡双葉町大字竜地字着物沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公 簿	現 況	
中巨摩郡白根町大字上八田字中沢	八二九番の一	畑	畑	一七二・一七平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

（被相続人）

氏名 志村安太郎

（相続人）

氏名 一瀬恵美子

住所 山梨県甲府市緑が丘二丁目二番二号

（相続人）

氏名 志村勝

住所 山梨県中巨摩郡昭和町紙漕阿原一六二三番地二四

（相続人）

氏名 志村正

住所 山梨県中巨摩郡白根町上八田七八五番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十三年五月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番